

第 25 号

平成24年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり、平成24年度徳島県工業用水道事業会計の剰余金を処分し、平成24年度徳島県工業用水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平 成 25 年 9 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

平成24年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり、あわせて平成24年度徳島県工業用水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。